

掛川市規則第5号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

部 名	課 名	係 名
総務部	行政課	行政係 法務係 職員係
	財政課	財政係
	管財課	財産管理係 契約係 検査係
	納税課	諸税証明係 収納係
	市税課	市民税係 資産税土地係 資産税家屋係
	市民安全課	災害対策係 交通防犯係
企画政策部	企画調整課	経営戦略係 行革推進係
	生涯学習まちづくり課	まちづくり係 自治活動支援係 文化振興係
	IT政策課	情報化推進係 システム開発係
	市民課	管理係 窓口係 証明係
健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障害者福祉係 児童福祉係
	高齢者支援課	計画指導係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
	保健予防課	保健企画係 母子保健係 成人保健係
	国保年金課	国保年金係 国保健診係
	地域医療推進課	地域医療推進係
環境経済部	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
	下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
	農林課	農政係 農産振興係 中山間振興係 施設管理係 基盤整備係
	商業労政観光課	商業労政係 観光振興係
	新産業推進課	農商工連携係 起業立地推進係
都市建設部	都市政策課	計画係 開発指導係 交通政策係
	都市整備課	街路整備係 営繕住宅係 公園緑地係
	道路河川課	管理係 事業推進係 建設係

第5条第3項中「東部地域健康医療支援センター」の次に「、南部大東地域健康医療支援セン

ター準備室及び南部大須賀地域健康医療支援センター準備室」を加え、同項の表を次のように改める。

課名	室名	係名
管財課	土地情報室	地籍調査係 土地情報係
企画調整課	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
生涯学習まちづくり課	協働共生室	協働共生係 男女共同参画係
地域医療推進課	東部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター準備室	
	南部大須賀地域健康医療支援センター準備室	
都市政策課	建築指導室	建築指導係
都市整備課	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
道路河川課	南北道路推進室	南北道路推進係

第6条の表を次のように改める。

支所名	係名
大東支所	地域支援係 市民窓口係
大須賀支所	地域支援係 市民窓口係

第8条第3項第5号を削り、同項第4号中「土地情報係」を「土地情報室土地情報係」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「地籍調査係」を「土地情報室地籍調査係」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 検査係

- ア 設計図書等の審査及び指導に関すること。
- イ 工事及び委託業務の検査及び査察に関すること。
- ウ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に関すること。

第8条第5項を同条第6項とし、同条第4項第4号を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 納税課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 諸税証明係

- ア 軽自動車税の賦課等に関する事。
- イ 軽自動車税の減免に関する事。
- ウ 市たばこ税及び入湯税に関する事。
- エ 市税に関する証明に関する事。
- オ 原動機付自転車の標識交付及び廃車に関する事。

(2) 収納係

- ア 市税の徴収に関する事。
- イ 市税滞納調査及び滞納整理に関する事。
- ウ 市税の滞納処分等に関する事。
- エ 市税に係る徴収金、過誤納金等に関する事。
- オ 納税相談に関する事。
- カ 納税関係諸団体との連絡調整に関する事。
- キ 静岡県地方税滞納整理機構に関する事。

第9条第1項第1号中エを削り、オをエとし、カからソまでをオからセまでとし、同条第4項第3号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 住民基本台帳カードの発行及び普及に関する事。

第10条第2項第1号中「高齢者政策係」を「計画指導係」に改め、同号イ中「高齢者の健康増進事業」を「介護保険事業計画」に改め、同号中キをコとし、カをケとし、オをクとし、同号エ中「養護老人ホーム」を「ききょう荘の管理運営」に改め、同号エを同号キとし、同号ウ中「老人福祉センター」を「老人福祉センターの管理運営」に改め、同号ウを同号カとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 地域密着型介護予防サービス事業所の指定、指導及び監督に関する事。
- エ 介護サービス事業者の指導に関する事。
- オ 介護サービス適正化事業に関する事。

第10条第2項第2号中「介護給付係」を「保険給付係」に改め、同号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウから同号キまでを同号イから同号カまでとし、同号クを削り、同号ケを同号キとし、同号コを同号クとし、同号サを同号ケとし、同項第4号中「在宅介護支援係」を「予防支援係」に改め、同号イ中「基幹型及び地域型在宅介護支援センターの運営」を「高齢者の健康増進」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 高齢者の権利擁護に関する事。

エ 成年後見制度に関すること。

オ 養護老人ホームの入所措置に関すること。

第10条第4項第1号中シをストし、クからサまでをケからシまでとし、キの次に次のように加える。

ク 高額介護合算療養費に関すること。

第10条第4項第2号に次のように加える。

イ 掛川市国民健康保険条例（平成17年条例第113号）に基づく保健事業に関すること。

第10条第5項第1号に次のように加える。

カ 中東遠地域医療再生支援センター運営委員会に関すること。

第10条第5項第2号イ中「地域内」を「所管地域内」に改め、同号ウ中「在宅支援関係団体」を「所管地域内における在宅支援関係団体」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 南部大東地域健康医療支援センター準備室

ア 南部大東地域健康医療支援センターの設置に関すること。

イ 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

ウ 旅費欠乏者の援護に関すること。

エ 障害者（精神障害者を除く。）の福祉に関すること。

オ 精神障害者の保健及び福祉に関すること。

カ 障害者手帳交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

キ 障害者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

ク 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

ケ 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

コ 母子福祉に関すること。

サ 児童福祉に関すること。

シ 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

ス 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。

セ 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

ソ ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

タ 介護保険及び後期高齢者医療保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

チ 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

ツ 就学、入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

テ その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

(4) 南部大須賀地域健康医療支援センター準備室

ア 南部大須賀地域健康医療支援センターの設置に関すること。

イ 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

ウ 旅費欠乏者の援護に関すること。

エ 障害者（精神障害者を除く。）の福祉に関すること。

オ 精神障害者の保健及び福祉に関すること。

カ 障害者手帳交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

キ 障害者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

ク 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

ケ 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

コ 母子福祉に関すること。

サ 児童福祉に関すること。

シ 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

ス 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。

セ 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

ソ ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

タ 介護保険及び後期高齢者医療保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

チ 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

ツ 就学、入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

テ その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

第11条第3項第2号中ケ及びコを削り、サをケとし、シをコとし、同条第4項中「商工労働観光課」を「商業労政観光課」に改め、同項第1号中「商工労政係」を「商業労政係」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号エ及びオを削り、同号カを同号ウとし、同号キを同号エとし、同号クを削り、同号ケを同号オとし、同号コから同号チまでを同号カから同号スまでとし、同項第2号中クを削り、ケをクとし、コを削り、同項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

5 新産業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農商工連携係

ア 農業、商業及び工業の連携の推進に関すること。

イ 地場産品を活用した商品開発に関すること。

ウ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に関すること。

エ 道の駅に関すること。

オ 株式会社道の駅掛川に関すること。

カ 株式会社緑茶人間科学研究所に関すること。

キ 株式会社これしっかどころに関すること。

ク サンサンファームに関すること。

(2) 起業立地推進係

ア 工業振興計画に関すること。

イ 企業立地に関すること。

ウ 工業用水に関すること。

エ 起業及び新分野への進出に関する支援に関すること。

オ 新産業の育成及び支援に関すること。

第12条第2項第1号キ中「二瀬川地区沿道整備土地区画整理事業の推進」を「個人施行の土地区画整理事業」に改め、同号ク中「の清算」を削り、同項第2号中「住宅管理係」を「営繕住宅係」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市が保有する建築物（教育財産その他教育委員会が管理する建築物を除く。）の設計並びに工事施工の指導及び監理に関すること。

第12条第3項第3号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新病院アクセス道路の整備に関すること。

第13条第1号中「地域振興係」を「地域支援係」に改め、同条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 支所の管理に関すること。

イ 地域のまちづくりの支援に関すること。

第13条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同号カ(ウ)を削り、同号カ(エ)中「ボランティア団体等の育成」を「市民活動団体等の支援」に改め、同号カ(エ)を同号カ(ウ)とし、同号カ中(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を(キ)とし、(ケ)及び(コ)を削り、(サ)を(ク)とし、(サ)の次に次のように加える。

(ケ) 農業の振興及び調整に関すること。

(コ) 各種農業団体との連絡調整に関する事。

(ク) 米穀の生産調整に関する事。

第13条第1号カ(シ)及び(ス)を次のように改める。

(シ) 道路、水路、農業用施設等の軽微な維持修繕及び災害応急復旧等に関する事。

(ス) 交通安全施設の維持管理に関する事。

第13条第1号カに次のように加え、同号カを同号オとする。

(セ) 大井川用水の管理に関する事。

(ソ) 排水機場、ポンプ場等の維持管理に関する事。

(タ) 市営住宅の入退去に関する手続に関する事。

(チ) 公害発生時の応急対応に関する事。

(ツ) その他地域課題の解決に伴う特命事項に関する事。

第13条第2号中テを削り、ツをテとし、エからチまでをオからツまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 住民基本台帳カードの発行及び普及に関する事。

第13条第3号を削る。

第14条第1号中「地域振興係」を「地域支援係」に改め、同条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 支所の管理に関する事。

イ 地域のまちづくりの支援に関する事。

第14条第1号中ウを削り、エをウとし、同号オ(ウ)を削り、同号オ(エ)中「ボランティア団体等の育成」を「市民活動団体等の支援」に改め、同号オ(エ)を同号オ(ウ)とし、同号オ中(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を(キ)とし、(ケ)及び(コ)を削り、(ク)を(ケ)とし、(ク)の次に次のように加える。

(ケ) 農業の振興及び調整に関する事。

(コ) 各種農業団体との連絡調整に関する事。

(ク) 米穀の生産調整に関する事。

第14条第1号オ(シ)及び(ス)を次のように改める。

(シ) 道路、水路、農業用施設等の軽微な維持修繕及び災害応急復旧等に関する事。

(ス) 交通安全施設の維持管理に関する事。

第14条第1号オに次のように加え、同号オを同号エとする。

- (セ) 大井川用水の管理に関する事。
- (ソ) 排水機場、ポンプ場等の維持管理に関する事。
- (タ) 市営住宅の入退去に関する手続に関する事。
- (チ) 公害発生時の応急対応に関する事。
- (ツ) その他地域課題の解決に伴う特命事項に関する事。

第14条第2号中テを削り、ツをテとし、エからチまでをオからツまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 住民基本台帳カードの発行及び普及に関する事。

第14条第3号を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。